

文化庁映画賞委託実施要項

平成21年4月1日
文化庁次長決定
平成23年4月1日改正
平成27年5月11日改正

1. 趣 旨

我が国の映画芸術の向上とその発展に資するため、文化庁映画賞として、優れた文化記録映画作品及び永年映画界に貢献し顕著な業績をあげた者に対する顕彰を行う。

2. 委託業務の内容

文化記録映画部門と映画功労部門受賞者への贈呈式及び祝賀会の開催、文化記録映画部門の受賞作品上映会の運営（広告・宣伝活動を含む）を実施する。

3. 業務の委託先

日本映画に関する専門的知識を有し、日本映画の振興に係る活動を行っている我が国の団体（以下「実施団体」という。）で、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものとする。

（1）法人格を有する団体

（2）法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体

ア 定款に類する規約等を有すること

イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

（1）実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。

（2）文化庁は、上記（1）により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、当該実施団体に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額・再委託費・一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日、又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。

全国映画会議委託実施要項

平成23年6月1日
文化庁次長決定
平成27年5月11日改正

1. 趣 旨

映画に関する多様な意見や課題に関する会議を行うことで、製作者、上映関係者、鑑賞者など様々な立場の関係者や団体が発信、連携・交流できる機会を提供し、もって我が国映画の振興を図る。

2. 委託業務の内容

我が国映画の発展に向けた課題検討、研究等について発信するとともに、映画関係者等による連携・交流を推進するため、次の(1)から(3)を実施する。

- (1) 会議、シンポジウム等を開催し、国内外の映画製作活動や上映活動における新しい取り組み事例や効果的な活動を、学術・研究的な視点も含めて広く発信する機会を提供する。
- (2) 製作、上映、鑑賞等、映画に関わる幅広い関係者や団体の連携・交流を推進する事業を実施する。
- (3) 本事業に係る報告書を作成し、成果の検証と周知を行う。

3. 業務の委託先

映画に関する専門的知識を有し、日本映画の振興に係る活動を行っている我が国の団体（以下「実施団体」という。）で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体
 - ア 定款に類する規約等を有すること
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
 - エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

- (1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出

すること。

- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、当該実施団体に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額・再委託費・一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日、又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。